

防災

河川の氾濫による浸水の想定

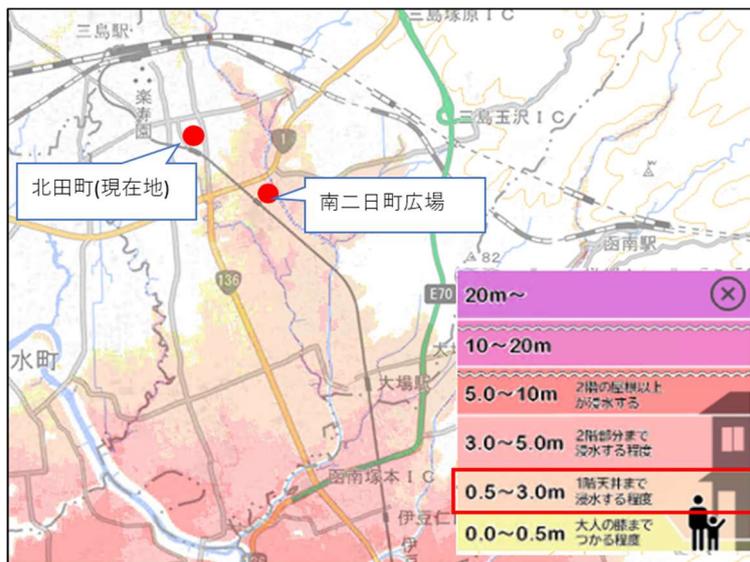
・洪水浸水想定区域図(計画規模)

50～100年に1回程度の確率による降雨によって生じる洪水で、浸水が想定される区域を示した図で、これをもとに河川改修や洪水対策の計画策定などを行います。両候補地とも、この区域への該当はありません。



・洪水浸水想定区域図(想定最大規模)

1,000年に1回程度の想定し得る最大規模の降雨によって生じる洪水で、浸水が想定される区域を示した図で、避難情報の周知等を行うことが目的となることから、洪水ハザードマップを作成し啓発活動等を進めています。市内南部の多くの地域が該当し、南二日町広場も含まれます。



国土交通省「ハザードマップポータルサイト」をもとに作成

こちらは「静岡県 GIS※1」による南二日町周辺の浸水想定区域図(想定最大規模)となります。南二日町広場の浸水深は約 1.4m となります。



※1 GIS (地理情報システム) とは、位置に関する様々な情報を持ったデータを加工/管理し、地図の作成や高度な分析などを行うシステム技術。インフラ管理や、災害時の防災計画などに使われている。

地震による危険性

・最大予測震度※2

こちらは「三島市地震防災マップ」にある揺れやすさマップとなります。両候補地ともにオレンジ色となり、最大予測震度は6強となります。



※2 南海トラフ巨大地震、元禄型関東地震、大正型関東地震、推定直下地震のそれぞれの予測結果を重ね合わせ、各地域で生じる可能性のある最大の揺れの大きさ(震度)のこと。

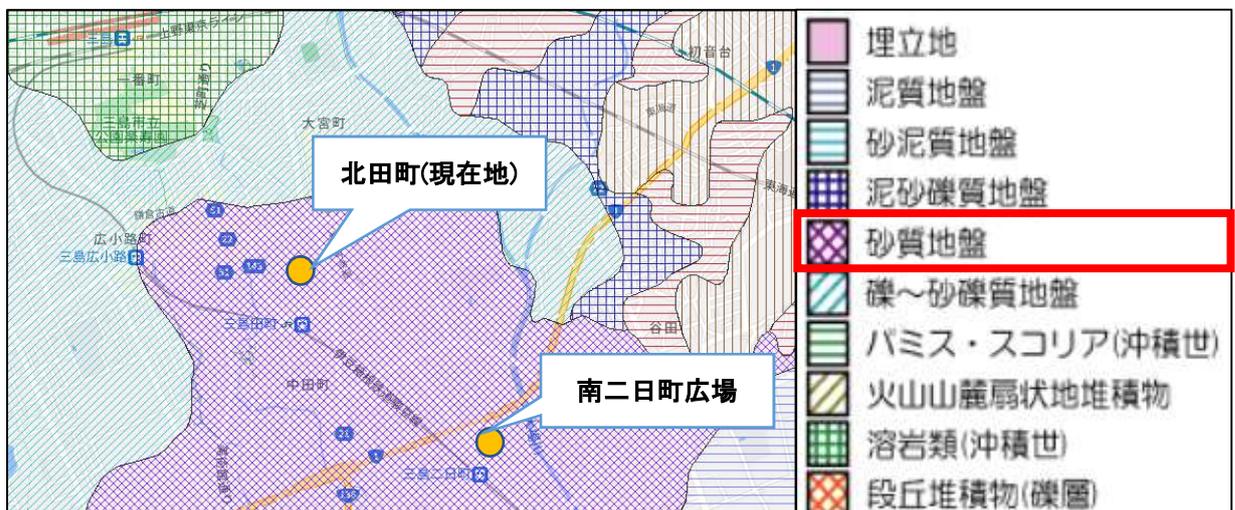
・液状化

こちらは「三島市地震防災マップ」にある液状化危険度マップとなります。両候補地ともに青色となり、液状化はほとんどなく、被害なしとなります。



・地質

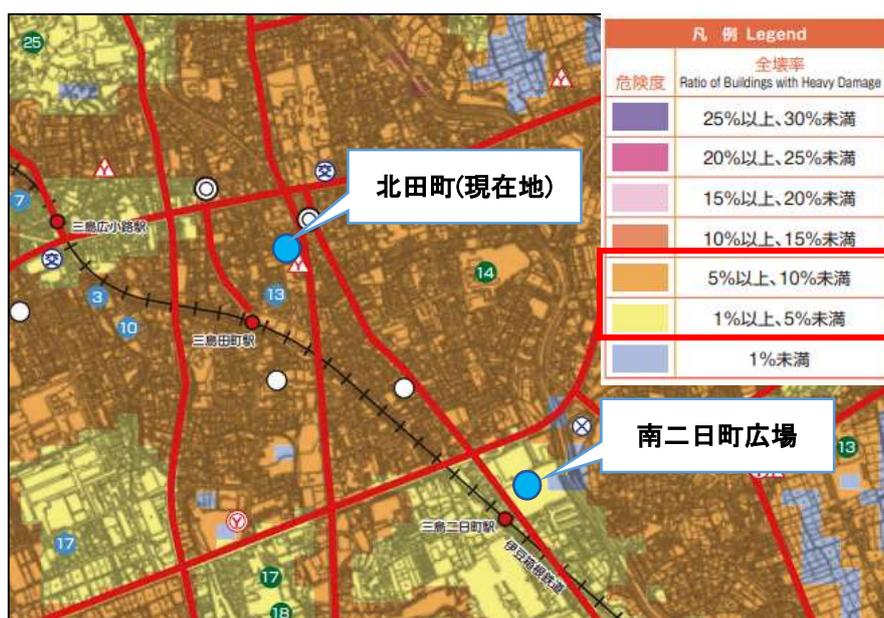
こちらは「静岡県GIS」による地形地質図となります。両候補地ともに紫の網掛けとなり、砂質地盤となります。



地震による周辺の建物の全壊率

こちらは「三島市地震防災マップ」にある地域の危険度マップとなります。大規模地震の発生によって全壊する恐れのある建物の割合(全壊率)を危険度として表した図です。地域の危険度を把握し、地震に対する備えにつなげること等を目的としています。

北田町(現在地)はオレンジ色で5%以上、10%未満となり、南二日町広場は黄色で1%以上、5%未満となります。



災害時の支援の受けやすさ

大規模災害時等には、他の自治体や指定行政機関、指定公共機関、民間事業者、NPOやボランティアなどの各種団体から、人的及び物的資源の支援・提供を受けることが予想されるため、市では災害時受援計画を定めています。この計画を踏まえて、各候補地の受援体制の観点から検証しました。

主な機関・団体の活動拠点 (災害時受援計画)

応援団体	名称	所在地
自衛隊	南二日町多目的グラウンド	南二日町 22-10
警察	山中城跡駐車場	山中新田 410-4
	市民文化会館	一番町 20-5
	伊豆フルーツパーク	塚原新田 181-1
災害ボランティア	三島市社会福祉会館	南本町 20-30
	日本大学国際関係学部体育館	文教町 2-31-145
他自治体・協定締結機関等	三島市役所	北田町 4-47

各拠点の場所（災害時受援計画）

拠点名	施設名	所在地
救援物資集積所	市民体育館	文教町 2-10-57
物資集積可能施設	三島青果市場	市山新田 144-1
	伊豆フルーツパーク	塚原新田 181-1
	日本大学国際関係学部体育館	文教町 2-31-145

庁舎については、有事の際に他自治体・協定締結機関等の活動拠点となるほか、社会福祉会館を複合化することでボランティアセンターも配置することになります。これに加え、地域防災計画によれば、自衛隊の派遣部隊の受け入れに伴う本部事務室も必要になるなど、さまざまな用途を担うことが想定されています。

これを踏まえ、北田町（現在地）については、建物が高層となり低層部分の面積が狭くなるほか、有事の際に転用が可能な面積規模も小さくなるものと想定しており、大規模災害時等に必要となる活動拠点等を機能的に配置することが難しく、一部は別施設に配置することが考えられます。

南二日町広場については、敷地に余裕があることから、建物の低層部分を広くとることができるため、さまざまな活動拠点等を機能させやすく、自衛隊の活動拠点を敷地内に併設することも可能であることから応援団体との連携が図りやすいものと考えます。

地域防災計画における自衛隊派遣要請計画（災害派遣部隊の受入体制）

活動拠点	南二日町広場を基本とし、被災状況により他の広場を活用する。
ヘリコプター 発着場所	市長がヘリポート基地予定場所の中から指定する場所
本部事務室	派遣人員の約1割が事務をとるのに必要な室、机、椅子等を可能な限り市役所庁舎内に指定する。
宿舎等	屋内施設(学校、公民館等)とし、隊員の宿泊は一人1畳を基準とし、水、トイレ、地図等の確保又は提供に努める。
材料置場・炊事場	屋外の適当な広場
駐車場	適当な広場（車1台の基準は3m×8mである。）